小鹿野町役場案内図

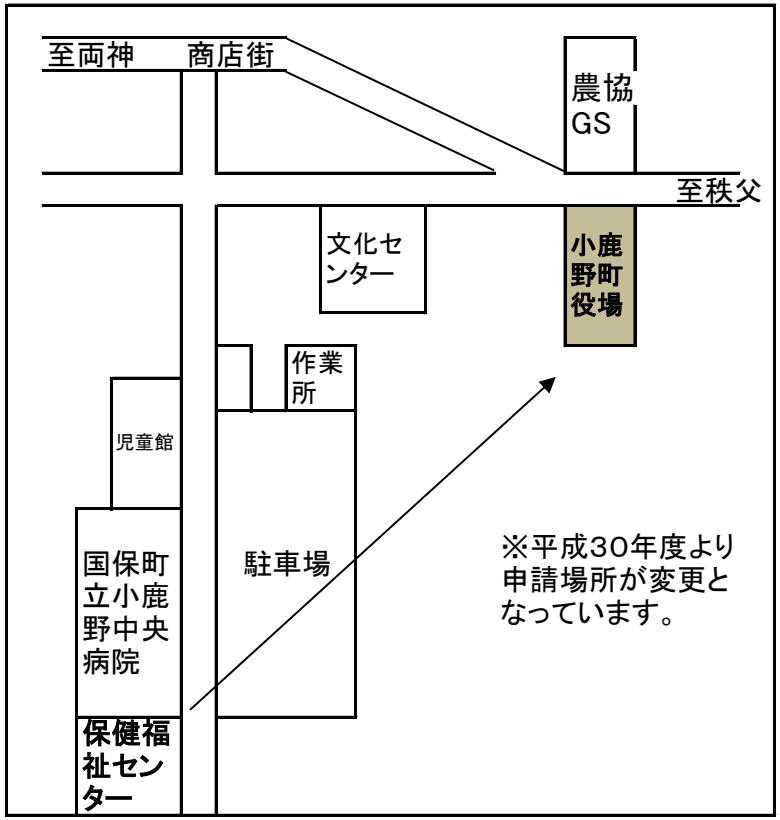

〇小鹿野町役場　住民生活課
子育て包括支援室　ほっとママステーション
小鹿野町小鹿野89番地

小鹿野町
マイベイビー支援事業

～ 制 度 の 概 要 ～

《目的》

不妊・不育症治療を行っている夫婦に対し、不妊治療・不育症治療の医療費の一部を助成金として交付することにより、経済的負担の軽減を図る。

《対象者》

① 申請日の1年以上前から小鹿野町に住所を有し在住している方
② 前年の夫婦の所得合計が730万円未満の方
③ 町税に滞納のない方

《申請回数》

1年度に1回限り　　同一夫婦5回まで
（不妊治療で生涯5回、不育症治療で生涯5回）

《対象治療用件等》

不妊治療・不育症治療として、医療機関の証明のあるもの。
内容　：　体外受精治療・顕微授精治療
検査・診察・画像診断・処置・ホルモン剤・その他

《助成内容》

不妊・不育症治療に要した医療費の自己負担額
埼玉県の助成を受けた方は、助成額を引いたものが自己負担額となります。
①体外受精治療・顕微授精治療・・・35万円を上限
②　①以外の治療・・・・・・・・・・・・・・・・・5万円を上限

埼玉県でも、不妊治療助成事業を行っています。該当になる方　は、埼玉県の申請を先に済ませてください。詳しくは、埼玉県（秩父保健所）へお問い合わせください。　秩父保健所　℡　22－3824

～ 申 請 の 手 続 き ～

《申請期限》

原則として、治療が終了した日の属する年度内（3月31日まで）に申請してください。

《窓口》

小鹿野町住民生活課　子育て包括支援室
ほっとママステーション
℡　75－4101

《申請書類等》

1　マイベイビー支援事業医療費助成交付申請書（実績報告書）
※医療機関の証明が必要になりますので、早めに準備してください。
2　マイベイビー支援事業医療費助成金申請書
※振込み先は、申請者本人名義の口座をご記入ください。
3　医療費の領収書
※コピーさせていただき、原本はお返しいたします。
4　印鑑
5　前年の夫婦の所得、および町税に滞納がないことを証明できるも
①源泉徴収票や確定申告書等の控え
②小鹿野町税務課が発行する滞納のない証明書
6　埼玉県不妊治療助成交付決定通知書

《申請後の流れ》

交付が決定されると「マイベイビー支援事業医療費助成交付決定通知書」を送付いたします。
その後、手続きを経て、指定の口座に振り込みいたします。
振込みまで、1～2ヶ月かかりますので、ご了承ください。
※交付が決定されない場合も、通知いたします。